厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

障害者雇用率と雇用関係助成金制度

発達障害者雇用に向けた企業支援セミナー　＜令和８年１０月９日（金）＞

厚生労働省 埼玉労働局
職業安定部 職業対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 障害者雇用率制度
- 雇用関係助成金制度
- 障害者雇用の状況

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- 障害者雇用率制度

障害者雇用率制度について

障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を確保することとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主に障害者雇用率達成義務等を課すことにより、それを保障するものである。

■ 民間企業における雇用率設定基準

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{対象障害者である常用労働者の数} + \text{失業している対象障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 短時間労働者は、原則、1人を0．5人としてカウント。
※ 重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。短時間重度身体障害者、短時間重度知的障害者は1人としてカウント。

■ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率

一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

（参考）**令和8年7月以降の障害者雇用率**　※段階的に引上げ（①令和6年4月から令和8年6月まで）

＜民間企業＞
民間企業　＝　**2．7%**（①2．5%）
特殊法人等　＝　**3．0%**（①2．8%）

＜国及び地方公共団体＞
国、地方公共団体　＝　**3．0%**（①2．8%）
都道府県等の教育委員会　＝　**2．9%**（①2．7%）

障害者雇用率制度について

○実雇用率算定上、重度障害者については１人を２人としてカウントする。
○短時間労働者については、１人を０．５人としてカウントする。
○ただし、精神障害者である短時間労働者については特例として１人を１カウントとする。
○また令和６年度より、週の所定労働時間が１０時間以上２０時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者についても１人を０．５人とカウントする。

赤枠内は
令和６年４月から

週所定 労働時間	３０Ｈ以上	２０Ｈ以上３０Ｈ未満	１０Ｈ以上２０Ｈ未満
身体障害者	1	０．５	－
重度	2	1	０．５
知的障害者	1	０．５	－
重度	2	1	０．５
精神障害者	1	０．５（※）	０．５

※　精神障害者である短時間労働者は、雇入れの日からの期間等にかかわらず、当分の間、１人をもって１人とみなす。

法定雇用率の対象となる障害者の範囲の変遷

昭和51年、身体障害者を対象とする雇用率制度を創設。平成10年には、知的障害者を法定雇用率の算定基礎の対象に追加。さらに、平成30年４月から、精神障害者を法定雇用率の算定基礎の対象に追加（※）。

※　施行後５年間は激変緩和措置として、労働者（失業者を含む。）の総数に対する身体障害者・知的障害者・精神障害者である労働者（失業者を含む。）の総数の割合に基づき、障害者の雇用の状況その他の事情を勘案して定める率とする。

各企業が雇用する障害者の割合（実雇用率）を計算する際の対象には、知的障害者を昭和63年に、精神障害者を平成18年に追加。

身体障害者

法定雇用率の算定基礎の対象
「身体障害」のみ

知的障害者

実雇用率に追加
（知的障害者を雇用した場合は身体障害者を雇用した者とみなす。）

法定雇用率の算定基礎の対象
「身体障害」と「知的障害」

精神障害者

実雇用率に追加
（精神障害者を雇用した場合は、身体障害者又は知的障害者を雇用した者とみなす。）

法定雇用率の算定基礎の対象
「身体障害」と「知的障害」と「精神障害」

昭和51年10月	昭和63年4月	平成10年7月	平成18年4月	平成30年4月

令和5年度からの障害者雇用率の設定等について

○　障害者雇用促進法（43条２項）に基づき、労働者（失業者を含む）に対する対象障害者である労働者（失業者を含む）の割合を基準とし、少なくとも５年毎に、その割合の推移を勘案して設定することとされている。

○　現行の雇用率は、令和５年４月からの雇用率として設定されている。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）抄
　第43条　略
　２　前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数に対する対象障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある対象障害者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

１．新たな雇用率の設定について

- 令和５年度に障害者雇用率2.7%が設定された。
  ただし、計画的な雇い入れができるよう、令和６年４月から2.5%、令和８年７月から2.7%と段階的に引き上げ。
- 国及び地方公共団体等においては令和５年度に3.0%（教育委員会は2.9%）が設定された。
  民間事業主と同様、令和６年４月から2.8%（教育委員会は2.7%）、令和８年７月から3.0%（教育委員会は2.9%）と段階的に引き上げ。

２．除外率の引下げ時期について

- 除外率を10ポイント引き下げる時期：令和７年４月

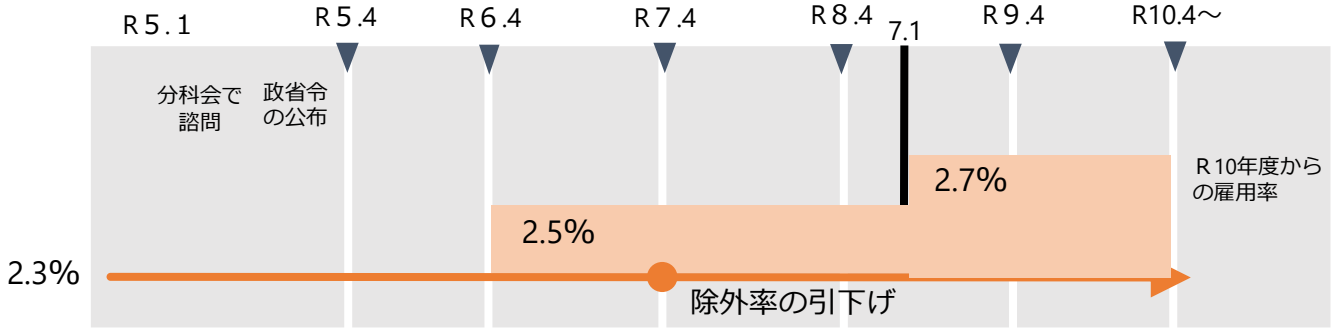

※　改正障害者雇用促進法により、令和６年度から、職場定着等の取組に対する助成措置が強化されるほか、特に短い時間（週所定労働時間10時間以上20時間未満）で働く労働者の実雇用率における算定が可能となる。

法定雇用率の変遷

施行時期	国及び地方公共団体	民間企業	特殊法人
昭和35年７月 1960年	現業的機関　：1.4% 非現業的機関：1.5%	現業的事業所　：1.1% 非現業的事業所：1.3%	現業的事業所　：1.3% 非現業的事業所：1.5%
昭和43年10月 1968年	現業的機関　：1.6% 非現業的機関：1.7%	1.3%	1.6%
昭和51年10月 1976年	現業的機関　：1.8% 非現業的機関：1.9%	1.5%	1.8%
昭和63年４月 1988年	現業的機関　：1.9% 非現業的機関：2.0%	1.6%	1.9%
平成10年７月 1998年	国及び地方公共団体：2.1% 教育委員会　　：2.0%	1.8%	2.1%
平成25年４月 2013年	国及び地方公共団体：2.3% 教育委員会　　：2.2%	2.0%	2.3%
平成30年４月 2018年	国及び地方公共団体：2.5% 教育委員会　　：2.4%	2.2%	2.5%
令和３年３月 2021年	国及び地方公共団体：2.6% 教育委員会　　：2.5%	2.3%	2.6%
令和６年４月 2024年	国及び地方公共団体：2.8% 教育委員会　　：2.7%	2.5%	2.8%
令和８年７月 2026年	国及び地方公共団体：3.0% 教育委員会　　：2.9%	2.7%	3.0%

※　昭和51年10月まで民間企業は努力義務。
※　（現業的機関）：郵政省、林野庁、大蔵省造幣局及び印刷局等の身体障害者が比較的従事しにくい作業を内容とする職種が多い機関
　　（非現業的機関）：現業的機関以外

障害者雇用促進法における障害者の範囲、雇用義務の対象

障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者（法第2条第１号）

身体障害者

障害者のうち、身体障害がある者であって別表に掲げる障害があるもの
（法第2条第2号）

知的障害者

障害者のうち、知的障害がある者であって省令（※１）で定めるもの
（法第2条第4号）

※1　知的障害者更生相談所等により知的障害があると判定された者

精神障害者

障害者のうち、精神障害がある者であって省令（※2）で定めるもの　（法第2条第6号）

※2　次に掲げる者であって、症状が安定し、就労が可能な状態にあるもの

精神障害者保健福祉手帳所持者

①統合失調症
②そううつ病(そう病･うつ病を含む)
③てんかん
※①～③の手帳所持者を除く。

その他

障害者のうち、左記に該当しない者

・発達障害者
・難治性疾患患者等

雇用義務の対象

事業主は、･･･その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならない。（法第43条第1項）

･･･「対象障害者」とは、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（･･･精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。･･･）をいう。（法第37条第2項）

障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法

身体障害者

身体障害者手帳※1

※1　当分の間、次のイからハまでに掲げるいずれかの医師が作成した診断書又は意見書※2によって確認を行って差し支えない。

イ　身体障害者福祉法の規定により都道府県知事の定める医師（指定医）

ロ　労働安全衛生法に規定する産業医

ハ　人事院規則等に規定する健康管理医

※2　心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、当分の間、イによるものに限る。

知的障害者

①都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が交付する療育手帳（例えば、東京都においては愛の手帳）

又は

②児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる判定書

精神障害者

精神障害者保健福祉手帳

障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

（障害者雇用促進法　第43条第7項）

※　翌年1月を始期とする2年間の計画を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出（同法第46条第1項）

※　計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告（計画の1年目終了時）（同法第46条第6項）

※　雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施（計画期間終了後に9か月間）

※　（同法第47条）

公表の状況　：　令和7年度0社、令和6年度0社、令和5年度 1社、4年度 5社、3年度 6社、2年度 1社、元年度 0社、 平成30年度 0社、29年度 0社、28年度 2社、27年度 0社、26年度 8社、25年度 0社、24年度 0社、23年度 3社、22年度 6社、21年度 7社、20年度 4社、19年度 2社

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 雇用関係助成金制度

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

雇用保険二事業に基づく障害者雇用関係助成金

※都道府県労働局又はハローワークにおいて受付

● 特定求職者雇用開発助成金		
	特定就職困難者コース	ハローワーク等の紹介により障害者を雇用する事業主に、１人当たり50万円又は100万円（中小企業の場合は120万円又は240万円）等を支給。短時間労働者の場合は１人当たり30万円（中小企業の場合は80万円）
	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	ハローワーク等の紹介により発達障害者又は難病患者を雇用した事業主に対して50万円（中小企業の場合は120万円）を支給。短時間労働者の場合は１人当たり30万円（中小企業の場合は80万円）
● トライアル雇用助成金		
	障害者トライアルコース	ハローワーク等の紹介により障害者を、原則３か月（テレワークによる勤務を行う者は３か月以上６か月以内。精神障害者は６か月以上１２か月以内）間、試行雇用する事業主に対し助成。障害者1人につき、月額最大４万円を最大３か月支給。（精神障害者を雇用する事業主に対しては月額最大８万円を３か月、月額最大４万円を３か月の最大６か月支給）。
	障害者短時間トライアルコース	精神障害者等について、雇入れ時の週の所定労働時間を10時間以上20時間未満とし、３か月以上12か月以内の一定の期間をかけながら常用雇用への移行を目指して試行雇用を行う事業主に対し助成。精神障害者等1人につき、月４万円の助成金を支給。
● キャリアアップ助成金		
	障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して支給（（　）は中小企業の場合の支給額）。 ①有期→正規：１人当たり67.5万円（90万円）　※重度障害者等の場合は１人当たり90万円（120万円） ②有期→無期：１人当たり33万円（45万円）　※重度障害者等の場合は１人当たり45万円（60万円） ③無期→正規：１人当たり33万円（45万円）　※重度障害者等の場合は１人当たり45万円（60万円）

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

■ 概要

障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。

■ 支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、支給対象期（６ヶ月）毎に支給します。
※下記の金額は総額となります。

	支給額	助成対象期間
身体・知的障害者　※短時間労働者を除く	120万円 （50万円）	２年 （１年）
重度障害者等　※短時間労働者を除く （重度障害者・精神障害者・45歳以上の障害者）	240万円 （100万円）	３年 （１年６ヶ月）
障害者（短時間労働者）	80万円 （30万円）	２年 （１年）

※ 「短時間労働者」とは一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいう
※ （　）内は中小企業以外の事業主に対する支給額・助成対象期間

特定求職者雇用開発助成金
（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

■ 趣旨

発達障害者は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴っている。

また、難病患者は、慢性疾患化して十分に働くことができる場合もあるが、実際の就労に当たっては様々な制限・困難に直面している。

このため、発達障害者及び難病患者の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用した事業主に対し助成を行う。

■ 内容

（1） 対象事業主

発達障害者又は難病患者※1を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

※1 治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とし、診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている疾患のある者（障害者総合支援法の対象疾病を基に設定（平成27年7月～））

（2） 助成対象期間

中小企業２年（中小企業以外の事業主１年）

（3） 支給金額 ※2

（短時間労働者以外）

中小企業の場合 総額120万円（中小企業以外の事業主は総額50万）

（短時間労働者）

中小企業の場合 総額80万円（中小企業以外の事業主は総額30万）

※2 特定就職困難者コースと同様、雇入れ後6ケ月経過ごとに2回（中小企業の場合は4回）に分けて支給する。

障害者を対象とするトライアル雇用助成金

ハローワーク等の紹介により、障害者を事業主が試行雇用の形で受け入れることにより、障害者雇用についての理解を促し、試行雇用終了後の常用雇用への移行を促進することを目的とし、事業主に対して、トライアル雇用助成金を支給する。

障害者トライアルコース

公共職業安定所等の紹介により、障害者を**1週間の就業時間20時間以上**で試行雇用する事業主に対して、助成金を支給する。

【助成額】

□ **精神障害者以外・・・**対象障害者1人当たり1か月**4万円**（**最大3か月**）の助成金を支給する。

□ **精神障害者・・・・・**対象障害者1人当たり1～3か月分までは1か月**8万円**、4～6か月分までは1か月**4万円**とし、
7か月目以降は支給しない。

【試行雇用期間】

試行雇用は原則**3か月間**（**精神障害者については最大12か月**）とし、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結する。
※ 障害者が**テレワーク**の勤務形態で働く場合には**最大6か月**までのトライアル雇用を可能とする。（4か月目以降は支給対象外）

障害者短時間トライアルコース

公共職業安定所等の紹介により、**精神障害者又は発達障害者**に対し、短時間の試行雇用を行う事業主に対して、助成金を支給する。

【助成額】

対象障害者1人当たり1か月**4万円**（**最大12か月**）の助成金を支給する。

【試行雇用期間】

試行雇用は**3か月から最大12か月間**とし、事業主と対象障害者との間で試行雇用当初は**1週間の就業時間10時間以上20時間未満**で、順次20時間以上を目指すことを内容とする有期雇用契約を締結する。

キャリアアップ助成金

別添１

１ 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

２ 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

コース名／コース内容	支給額（１人当たり）	加算措置等／加算額
正社員化支援 **正社員化コース** 有期雇用労働者等を正社員転換（※） ※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む ➢ 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して３%以上増額していることが必要	【重点支援対象者※】 / 【左記以外】 有期→正規：80万円（60万円） / 40万円（30万円） 無期→正規：40万円（30万円） / 20万円（15万円） ※ a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去５年間に正規雇用労働者であった期間が１年以下 ②過去１年間に正規雇用労働者として雇用されていない c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 ➢ 新規学卒者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外 ➢ 有期雇用期間が通算５年超の者は無期雇用労働者とみなして適用 上限人数：20人	**正社員化コース** ■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換 １事業所当たり 20万円（15万円） ■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換 １事業所当たり 40万円（30万円） ■非正規雇用労働者の情報公表加算【新設】 １事業所当たり 20万円（15万円）
障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規：90万円（67.5万円） ②有期→無期：45万円（33万円） ③無期→正規：45万円（33万円）	
処遇改善支援 **賃金規定等改定コース** 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を３%以上増額改定し、その規定を適用	①３%以上４%未満：4万円（2.6万円） ②４%以上５%未満：5万円（3.3万円） ③５%以上６%未満：6.5万円（4.3万円） ④６%以上：7万円（4.6万円） 上限人数：100人	**賃金規定等改定コース** ■「職務評価」の活用により実施 １事業所当たり 20万円（15万円） ■昇給制度を新たに設けた場合 １事業所当たり 20万円（15万円）
賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	１事業所当たり 60万円（45万円） １事業所当たり１回のみ	
賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施	１事業所当たり 40万円（30万円） １事業所当たり１回のみ	**賞与・退職金制度導入コース** ■両方を同時に導入した場合 １事業所当たり16.8万円（12.6万円）
年収の壁対応 **短時間労働者労働時間延長支援コース** 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（週当たり５時間以上等）を実施。 また、更なる処遇改善に向けた２年目の取り組みの実施。	60万円（45万円）<75万円>（※） ※１～２年目までの各要件を全て満たした場合の２年間の合計額 複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象	

※（　）は、大企業の場合の額。＜＞は、小規模事業所の場合の額。
※加算措置要件を満たした場合は、支給額＋加算額を助成。
※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円（45万円）となる。
※上限人数は、１年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。

トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）と特定求職者雇用開発助成金の併用

「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）」は、令和３年７月１日から、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）と併用する場合において、制度を変更いたしました。

併用時の変更点

障害者トライアル雇用により雇い入れた対象労働者（令和３年７月１日以降に障害者トライアル雇用紹介された方が対象）を、

トライアル雇用終了後も引き続き雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金の受給は、第２期支給対象期分からとなります。

R3.6.30以前：第1期支給対象期分から受給可 → **R3.7.1以降　第２期支給対象期分から受給可**

※第１期支給対象期分は支給されません。

[具体的な支給例] 令和3年７月１日に障害者トライアル雇用紹介され、８月１日に雇い入れた場合

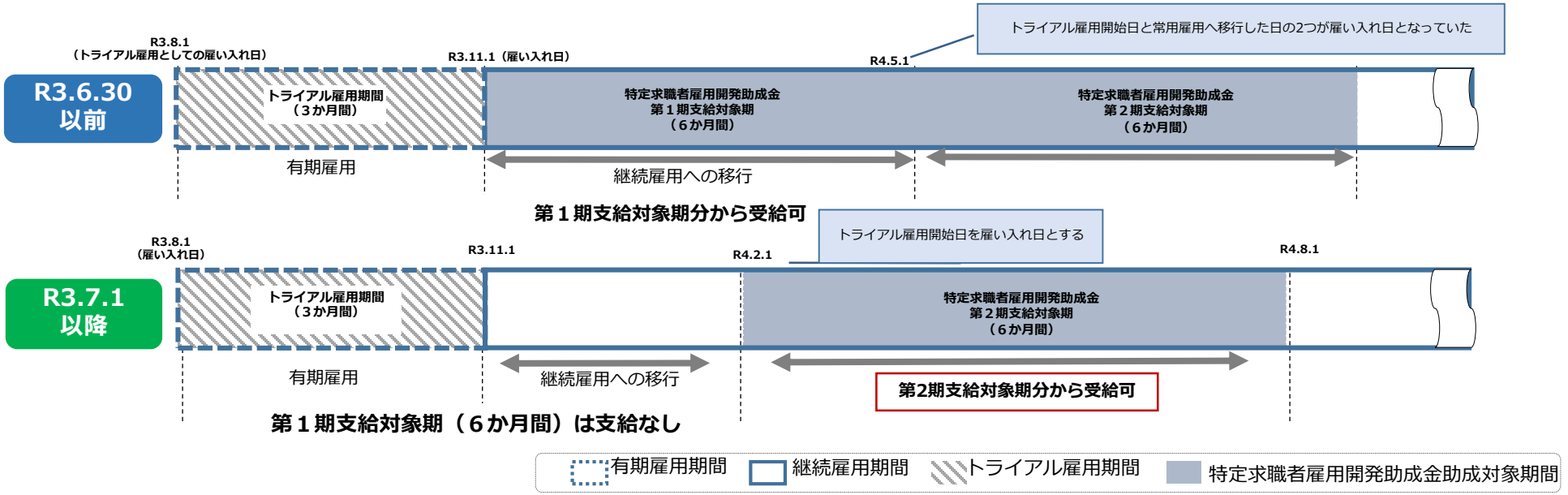

ご注意ください

- トライアル雇用助成金と特定求職者雇用開発助成金、それぞれ支給申請を行う必要があります。
- トライアル雇用助成金が不支給となったなど、障害者トライアル雇用が適切に実施されていない場合は、特定求職者雇用開発助成金についても支給を受けることができません。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 障害者雇用の状況

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

障害者雇用の状況【全国】

○ 民間企業の雇用障害者数は22年連続で過去最高を更新。障害者雇用は着実に進展している。

雇用者数 70.5万人（身体障害者37.4万人、知的障害者16.2万人、精神障害者16.9万人）
実雇用率 2.41%

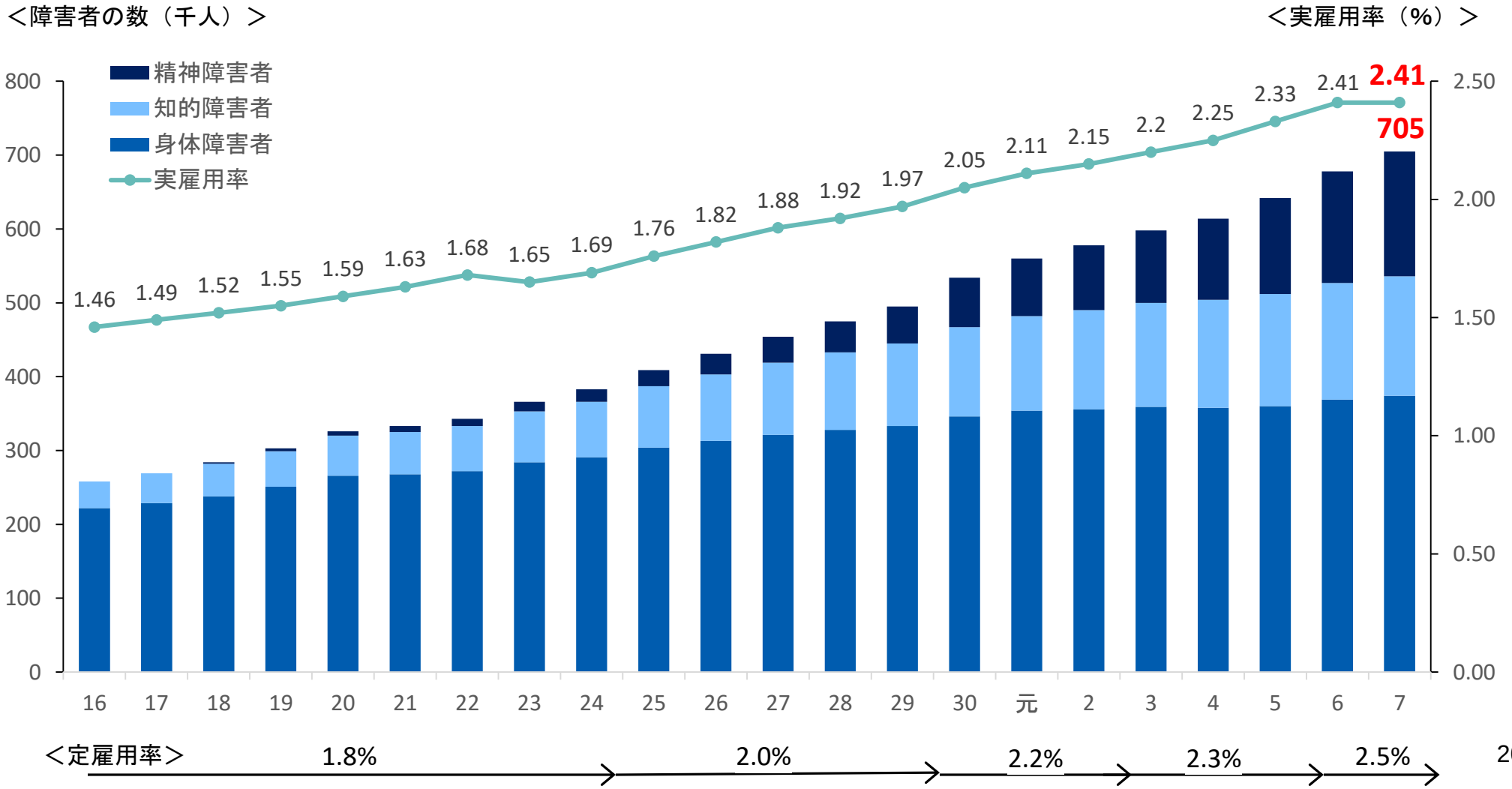

障害者雇用の状況【埼玉】

○民間企業の雇用者数は２２年連続で過去最高を更新。障害者雇用は着実に進展している。
雇用者数 18,705.5人（身体障害者8,384.0人、知的障害者5,923.0人、精神障害者4,398.5人）
実雇用率 2.46%

<実雇用率（%）>

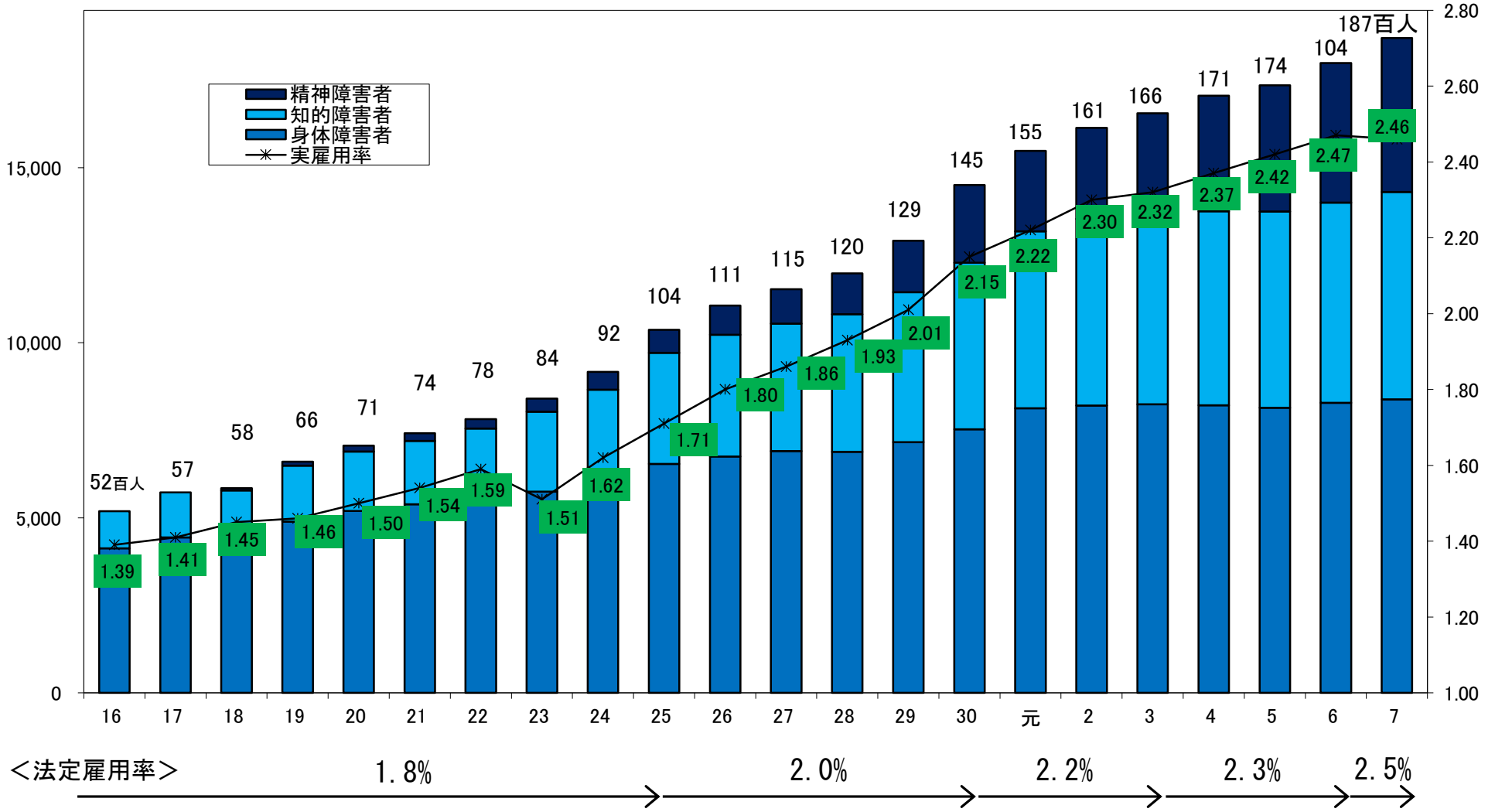

＜法定雇用率＞ 1.8% → 2.0% → 2.2% → 2.3% → 2.5%

障害者雇用の状況（令和7年6月1日現在）

※　毎年6月1日現在の民間企業からの障害者雇用状況報告による(40人以上の規模の企業)

	企業数	前年比 %	労働者数	前年比 %	障害者数	前年比 %	実雇用率	前年比 ポイント
全　国	120,467 (117,239)	2.8	29,210,526.0 (28,162,399.0)	3.7	704,610.0 (677,461.5)	4.0	2.41 (2.41)	0.00
埼　玉	4,215 (4,053)	4.0	761,367.0 (727,357.0)	4.7	18,705.5 (17,987.5)	4.0	2.46 (2.47)	−0.01

	法定雇用率 達成企業数	前年比 %	達成割合	前年比 ポイント
全　国	55,434 (53,875)	2.9	46.0 (46.0)	0.0
埼　玉	1,923 (1,844)	4.3	45.6 (45.5)	0.1

（注）
- 障害者数は身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計。
- 重度身体障害者、重度知的障害者は１人を２人としてカウント。
- 短時間重度身体障害者、短時間重度知的障害者、短時間精神障害者は１人としてカウント。
- 短時間身体障害者、短時間知的障害者は１人を０．５人としてカウント。
- 特定短時間重度身体障害者、特定短時間重度知的障害者、特定短時間精神障害者は１人を０．５人としてカウント。

※（ ）内は、前年6月1日現在。

埼玉県内企業の実雇用率の推移

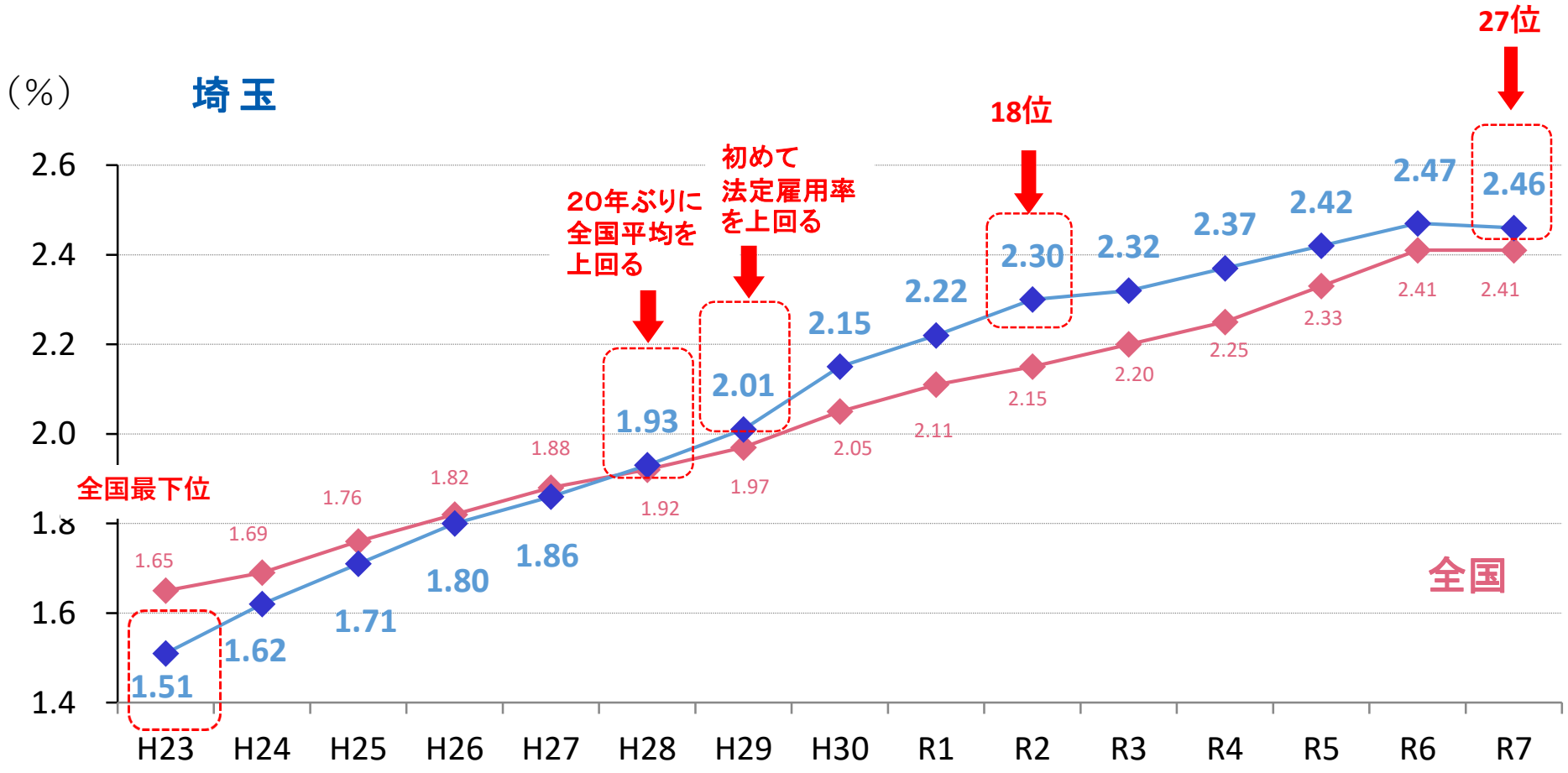

規模別法定雇用率達成企業割合【埼玉】

○ 100人未満と300～500人未満の企業規模で達成割合が低い。

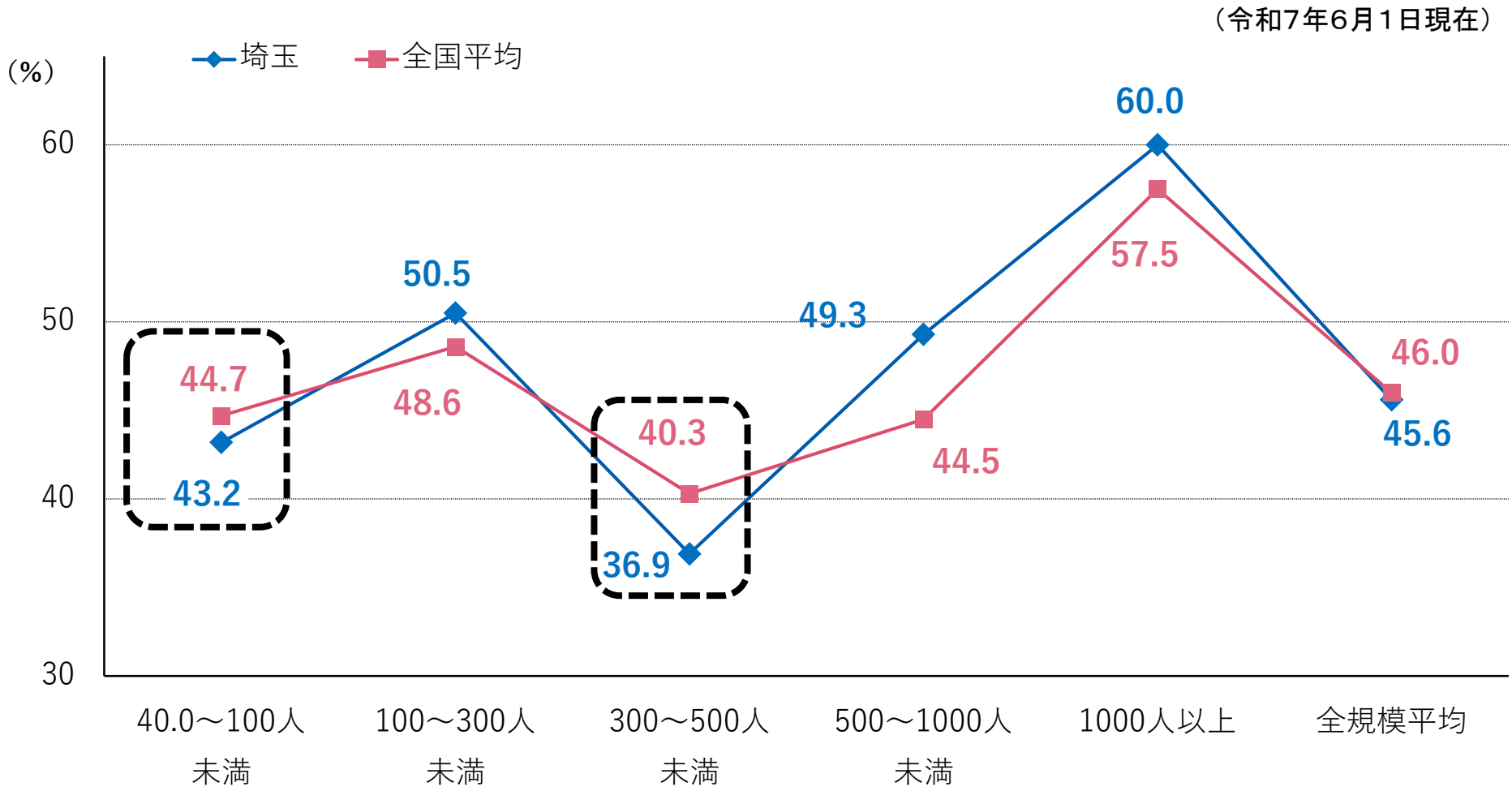

障害者雇用ゼロ人企業の推移【埼玉】

○ 未達成企業2,292社のうち、60.2％の1,379社が障害者雇用ゼロ人企業

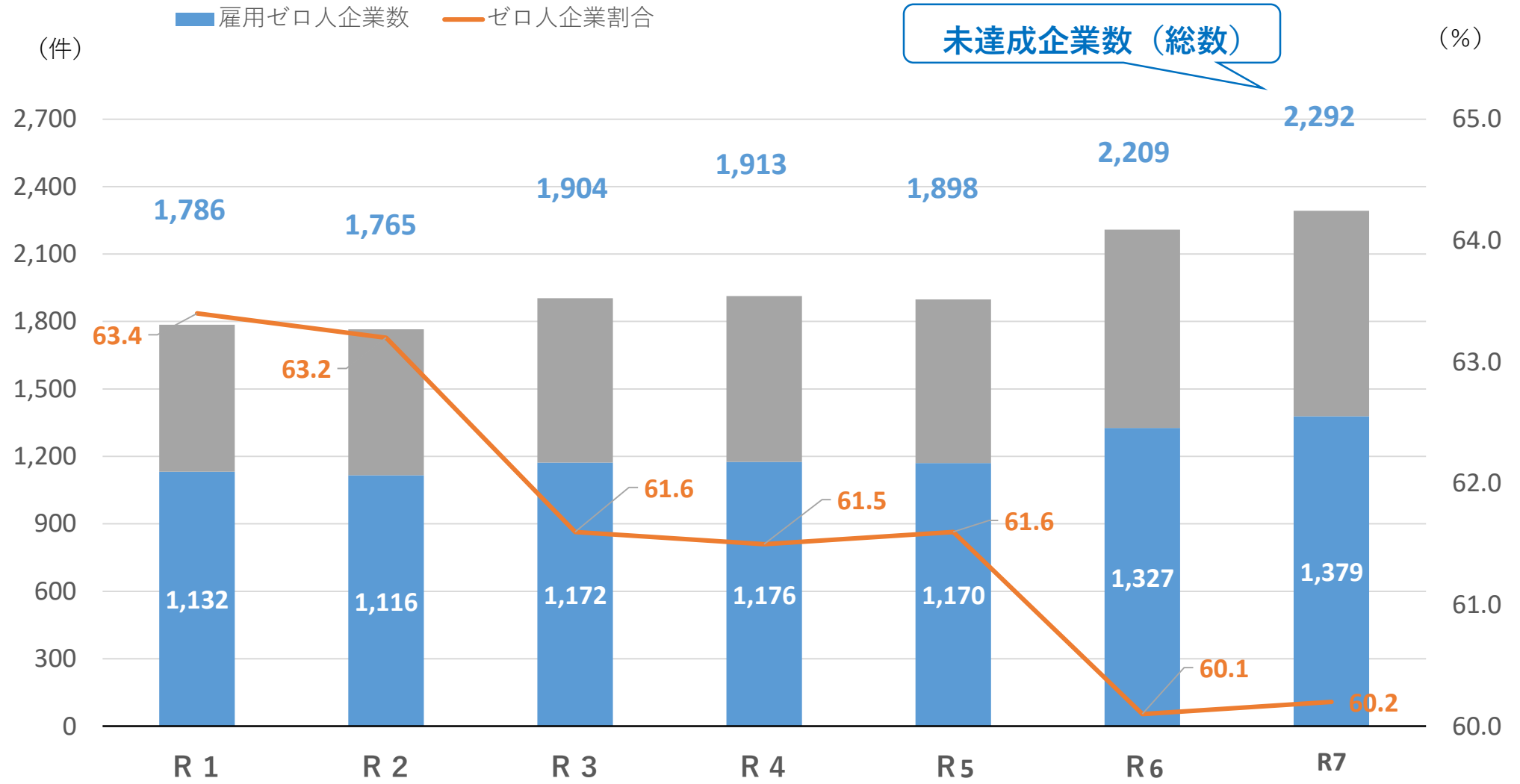

ハローワークにおける障害者の職業紹介状況【埼玉】

令和７年度の埼玉県内ハローワークにおける新規求職申込件数は14,763件、就職件数は4,935件。
全国と同様に改善が進み、就職件数が過去最高を更新した。

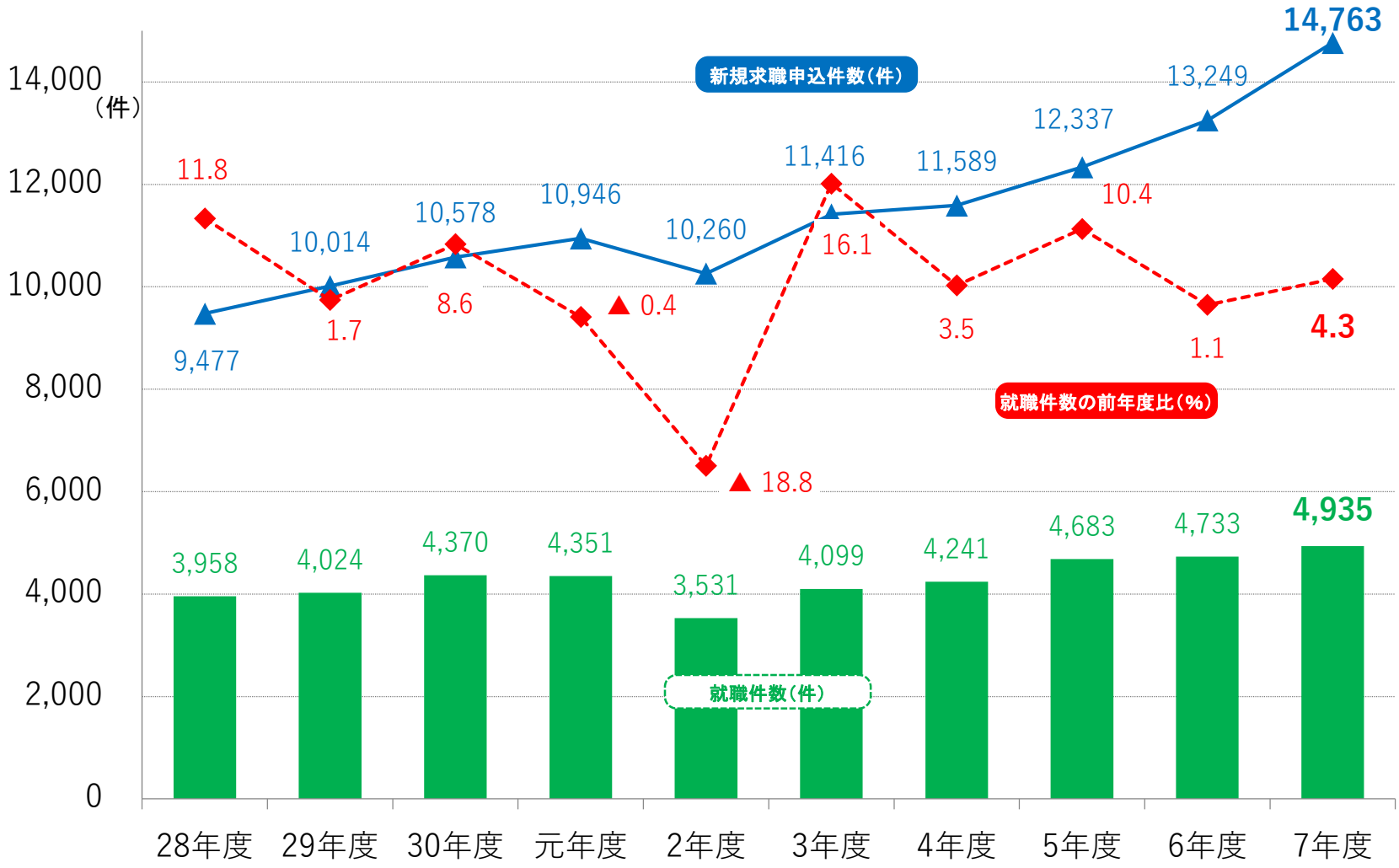

ハローワークにおける障害種職業紹介状況【埼玉】

身体障害者

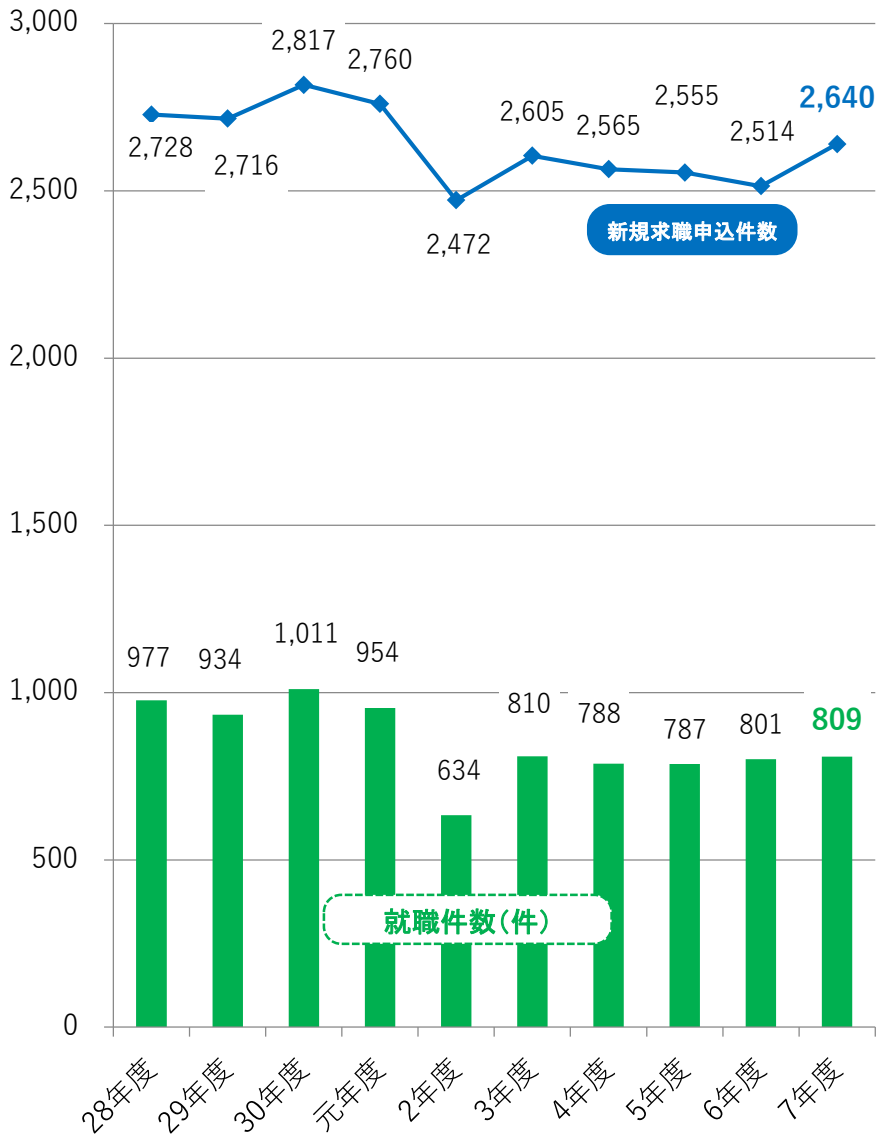

知的障害者

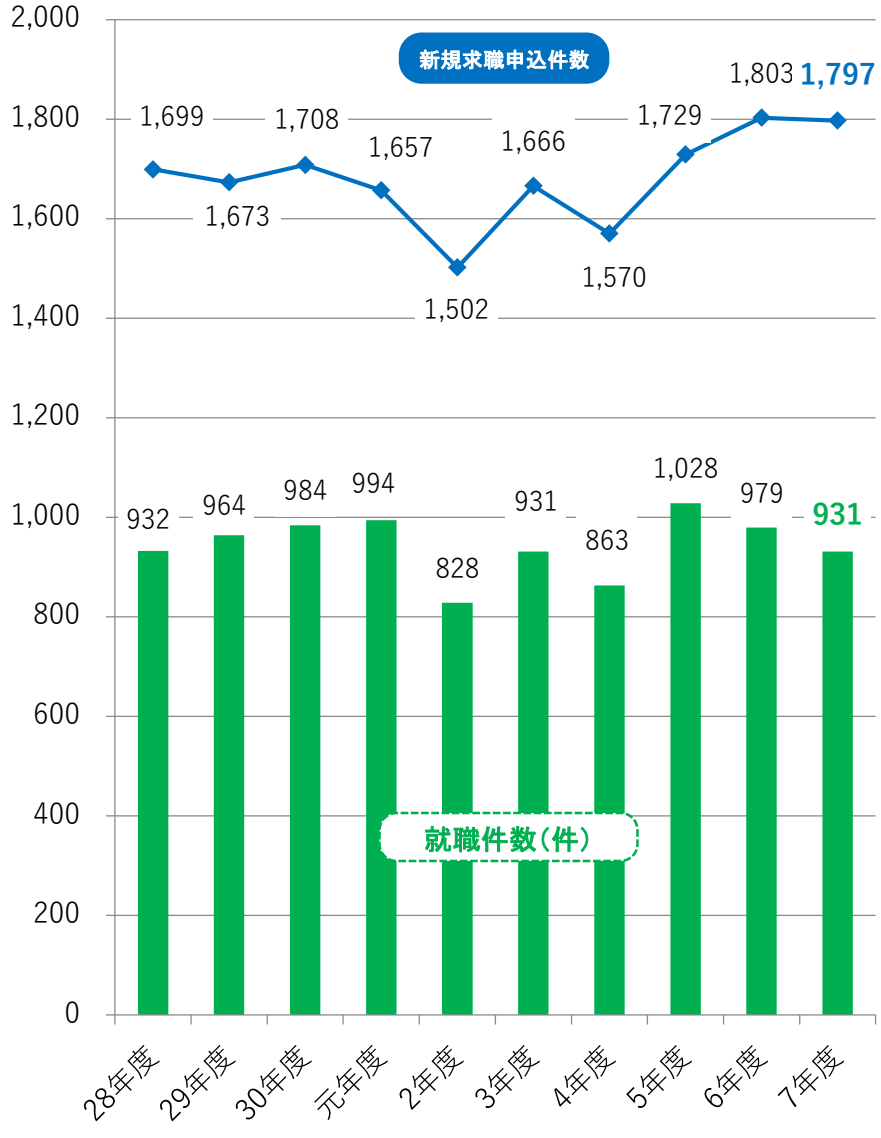

ハローワークにおける障害種別の職業紹介状況【埼玉】

精神障害者

その他
（発達障害、高次脳機能障害など）

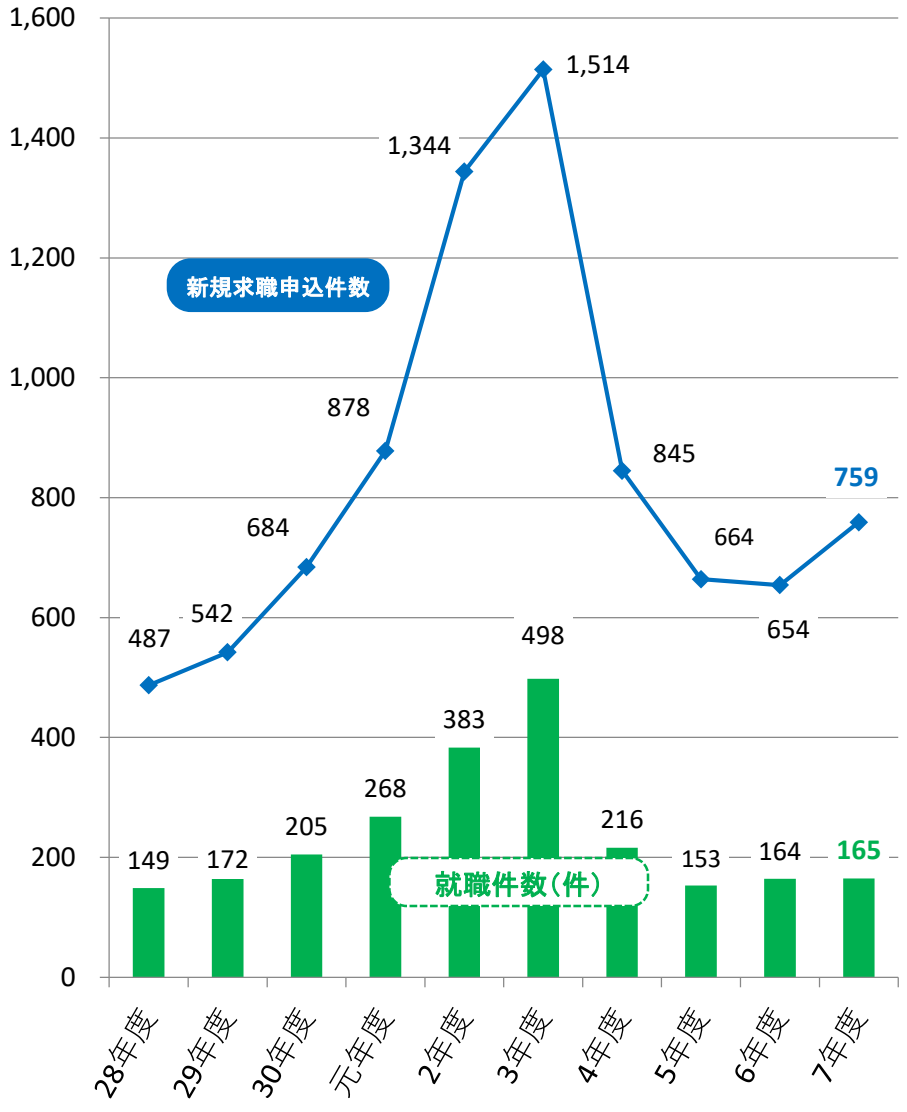

ハローワークにおける職業紹介状況（就職件数）【埼玉】

令和7年度の就職件数は4,935件と、平成27年度の3,539件から大幅に増加している。
特に精神障害者の増加が顕著であり、全体の就職件数を押し上げている。

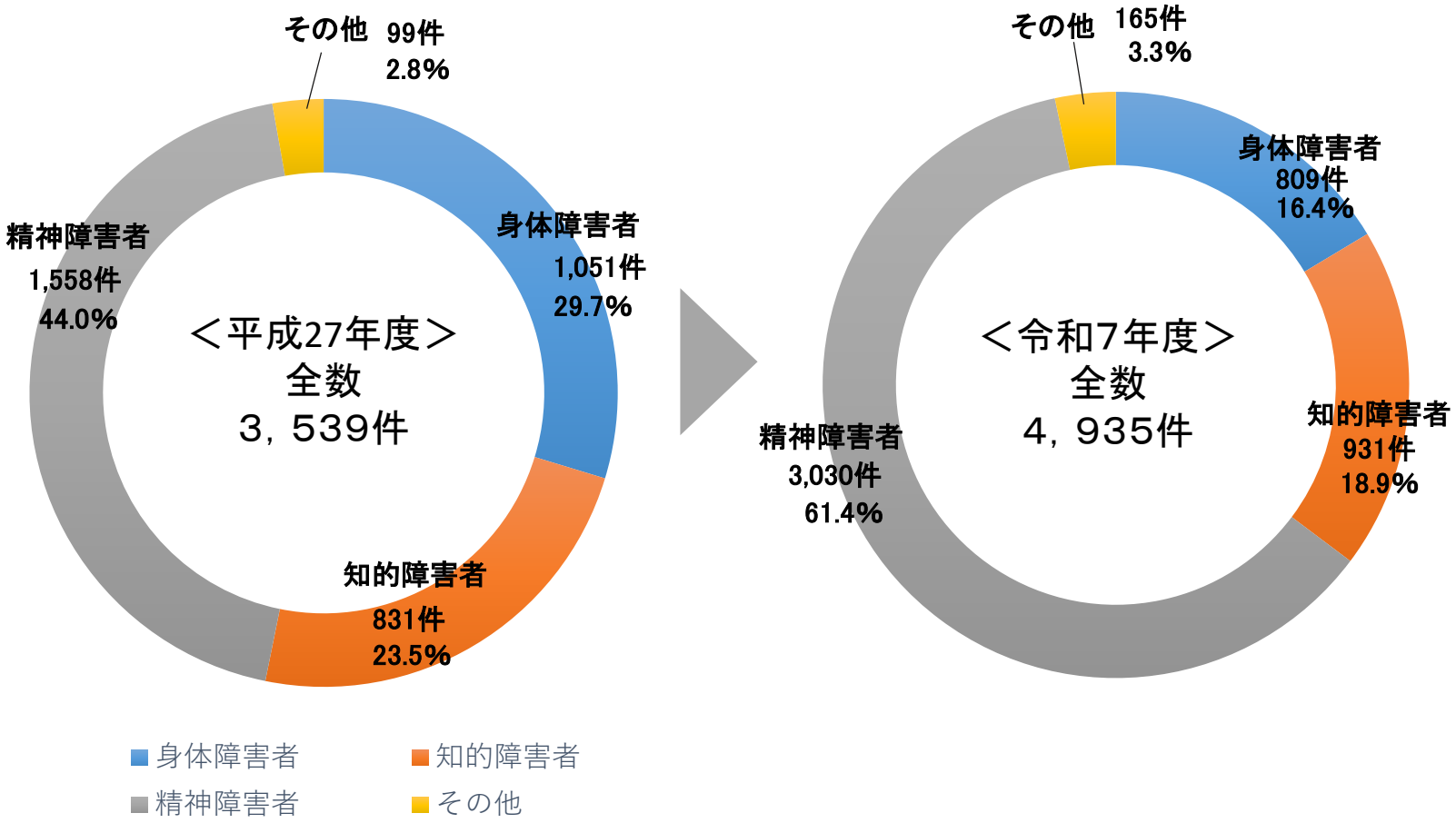

全国と埼玉の職業紹介状況（障害種類別）

	新規求職申込件数									（単位：人）
	障害者計		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他	
3年度	223,971	(5.7)	58,032	(0.6)	34,651	(1.0)	108,243	(13.5)	23,045	(△6.1)
4年度	233,429	(4.2)	58,095	(0.1)	35,609	(2.8)	123,591	(14.2)	16,134	(△30.0)
5年度	249,490	(6.9)	59,202	(1.9)	37,515	(5.4)	137,935	(11.6)	14,838	(△8.0)
6年度	268,107	(7.5)	60,252	(1.8)	40,385	(7.7)	153,223	(11.1)	14,247	(△4.0)
7年度	278,136	(3.7)	59,091	(△1.9)	39,307	(△2.7)	165,316	(7.9)	14,422	(1.2)
7年度 埼　玉	14,763	(11.4)	2,640	(5.0)	1,797	(△0.3)	9,567	(15.6)	759	(16.1)

	就職件数									
	障害者計		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他	
3年度	96,180	(7.1)	20,829	(4.0)	19,957	(0.8)	45,885	(13.0)	9,509	(1.3)
4年度	102,537	(6.6)	21,914	(5.2)	20,573	(3.1)	54,074	(17.8)	5,976	(△37.2)
5年度	110,756	(8.0)	22,912	(4.6)	22,201	(7.9)	60,598	(12.1)	5,045	(△15.6)
6年度	115,609	(4.4)	22,704	(△0.9)	22,449	(1.1)	65,518	(8.1)	4,938	(△2.1)
7年度	115,178	(△0.4)	21,463	(△5.5)	22,215	(△1.0)	66,580	(1.6)	4,920	(△0.4)
7年度 埼　玉	4,935	(4.3)	809	(1.0)	931	(△4.9)	3,030	(8.6)	165	(0.6)

※（　）内は前年度比(差)　※その他は、発達障害者・高次能機能障害者・難治性疾患患者等

障害者の平均勤続年数の推移

障害者の平均勤続年数については、全体として、精神障害の場合には短い傾向が見られる。

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者
平成10年	１２年０ヶ月	６年１０ヶ月	－	－
平成15年	１０年０ヶ月	９年３ヶ月	３年９ヶ月	－
平成20年	９年２ヶ月	９年２ヶ月	６年４ヶ月	－
平成25年	１０年０ヶ月	７年９ヶ月	４年３ヶ月	－
平成30年	１０年２ヶ月	７年５ヶ月	３年２ヶ月	３年４ヶ月
令和５年	１２年２ヶ月	９年１ヶ月	５年３ヶ月	５年１ヶ月

※ 勤続年数：事業所に採用されてから調査時点（平成10年～25年：11月1日、平成30年、令和5年：6月１日）までの勤続年数をいう。ただし、採用後に身体障害者、精神障害者又は発達障害者であることが明らかとなった者の勤続年数は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は精神科医の診断書により企業が把握した年月（ただし、身体障害者、精神障害者又は発達障害者であることを把握した年月が明らかでないときは、手帳等の交付日（診断日））を起点とした。

出典：障害者雇用実態調査結果報告書（平成10、15、20、25、30、令和5年度）（厚生労働省障害者雇用対策課）

ハローワークにおける障害者雇用の促進

○ ハローワークは、障害者雇用促進法に基づく職業リハビリテーション機関として、障害者に対する　専門的な職業相談・職業紹介や、就職後の定着支援等を行っている。

○ また、事業主に対しては、障害者雇用状況報告に基づく雇用率達成指導を行うとともに、各種助成金制度も活用しながら、雇入れに向けた支援や、継続雇用の支援等を行っている。

○　いずれにおいても、地域の関係機関と連携し、必要に応じて支援チームを結成して取り組んでいる。

労働局・ハローワーク
（全国47箇所・全国544箇所）

連携

地域の関係機関
（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、自治体　等）

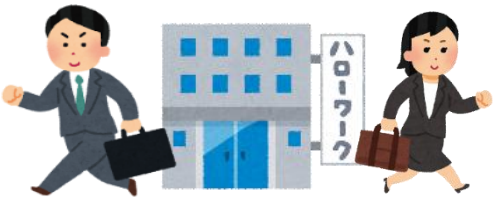

担当者制によるきめ細かな就職支援

【障害特性等に応じた専門的支援】
・身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病等のある求職者に対し、専門知識・技術を持つ職員が担当者制（ケースワーク方式）によりきめ細かく就職支援

【障害者向けチーム支援】
・障害者が利用している関係機関とチームを結成し、就職から職場定着までの一貫した支援

雇用率達成指導・雇入れ支援 等

【雇用率達成指導】
・障害者雇用状況報告に基づく雇用率達成指導、雇入れ計画作成命令、雇入れ計画の適正実施勧告、企業名公表

【企業向けチーム支援】
・障害者雇用の経験・ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対し、関係機関とチームを結成し、雇入れ準備から採用後の定着支援までの一貫した支援

【各種助成金制度】
・障害者の雇入れや試行的な雇用を行った事業主への助成
・障害者の職場定着のための措置を行った事業主への助成

【認定制度】
・障害者雇用に関する取組が優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定

【精神・発達障害者しごとサポーター養成講座】
・精神・発達障害者の同僚・上司等に対し、障害についての基礎知識や必要な配慮などを学べる講座を実施

障害者
「自分の能力を発揮したい」
「必要な配慮を受けながら、安心して働きたい」

マッチング支援
・職業紹介
・就職面接会
・就職説明会

事業主
「障害者に活躍してもらいたい」
「ニーズに合った労働者を採用したい」

≪ハローワークの紹介状況≫
（令和7年度）
新規求職申込件数：278,136件
就職件数：115,178件

≪民間企業の障害者雇用状況≫
（令和7年6月1日）
雇用障害者数：70.5万人
実雇用率：2.41％

精神・発達障害者雇用サポーター

1 事業の目的

〇きめ細やかな支援を要する精神障害及び発達障害のある求職者が増加していることから、障害特性を踏まえた専門的な就職支援や職場定着支援、及び事業主に対する精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助を実施する必要がある。
〇ハローワークに精神・発達障害者等の専門知識や支援経験を有する者を配置し、障害特性に応じた専門的な就職支援を実施する。

2事業の概要・スキーム、実施主体等

求職者に対する職業相談・紹介を実施するとともに、事業主に対して、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施。

● 令和6年度からは、新たに「精神・発達障害者雇用サポーター」を設置する。

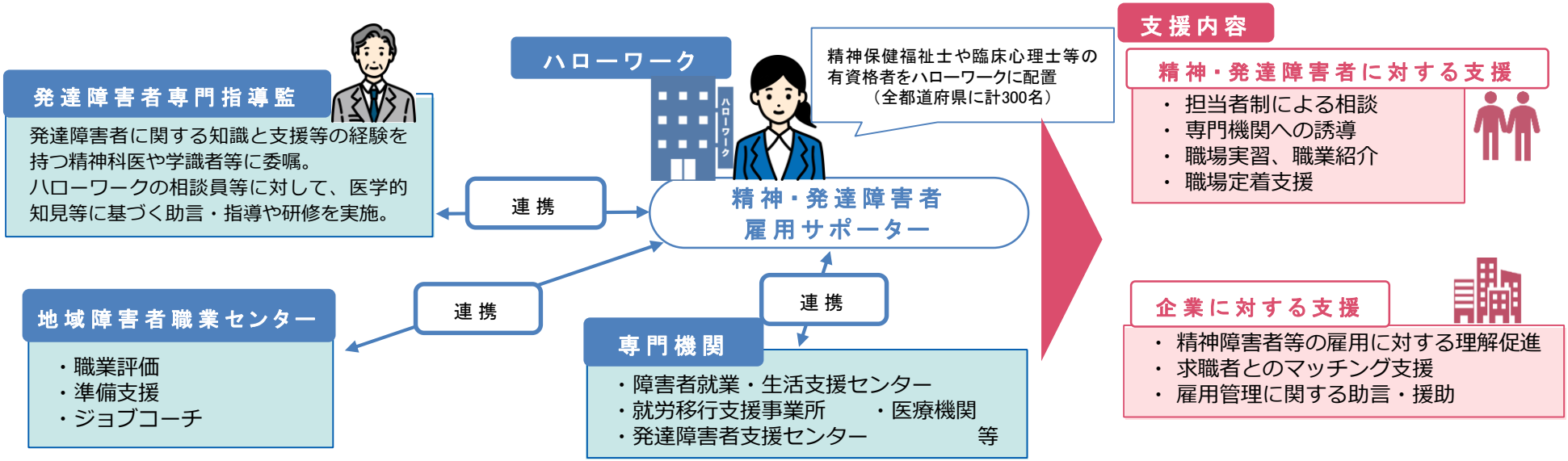

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

趣　旨

精神障害、発達障害のある方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは**「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」**だが、企業で働く一般の従業員が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限定的。ハローワークでは、一般の従業員を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しい理解を促し、職場での応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となる講座を、平成29年秋より開始。

精神･発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

内　　容 ◆「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について

メリット ◆精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを、短時間で学ぶことができます。

講座時間 ◆ 90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定

受講対象 ◆ 企業に雇用されている者を中心に、どなたでも受講可能

※　今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問わない。

※　受講者には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈（数に限りあり）。

実　　績 ◆ 令和7年度　実施回数：58回、養成者数：2,756人

ハローワークから講師が事業所に出向く、出前講座も実施。また、精神障害者・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士などが相談対応することも可能。

障害者雇用に関する優良な中小事業主の認定制度について

○　中小事業主については、法定雇用義務が課されているにもかかわらず依然として障害者を全く雇用していない企業が多い等、障害者雇用の取組が停滞している状況にある。

○　個々の中小事業主における障害者雇用の進展に対する社会的な関心を喚起し、障害者雇用に対する経営者の理解を促進するとともに、積極的な取組を進めている事業主が社会的なメリットを受けることができるよう、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度を創設。（令和２年４月１日施行）

＜認定のメリット＞

○ 自社の商品、広告等への認定マークの使用　○ 求人票へのマークの表示　○ 認定マークの使用によるダイバーシティ・働き方改革等の広報効果

○ 障害のない者も含む採用・人材確保の円滑化　○ 好事例の相互参照・横展開　○ 地方公共団体の公共調達等における加点の促進　等

＜認定基準の項目＞　雇用不足数が０であって、障害者を１人以上雇用し、障害者雇用促進法及び同法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がない事業主のうち、以下の評価項目ごとに加点方式で採点し、一定以上の得点のある事業主を認定する。

大項目	中項目	小項目
取組（アウトプット）	体制づくり	①組織面、②人材面
	仕事づくり	③事業創出、④職務選定・創出、⑤障害者就労施設等への発注
	（障害特性に配慮した）環境づくり	⑥職務環境、⑦募集・採用、⑧働き方、⑨キャリア形成、⑩その他の雇用管理
成果（アウトカム）	数的側面	⑪雇用状況、⑫定着状況
	質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント、⑭キャリア形成
情報開示（ディスクロージャー）	取組（アウトプット）	⑮体制・仕事・環境づくり
	成果（アウトカム）	⑯数的側面、⑰質的側面

注）①～⑰の評価項目のうちの２項目までについて、連携先の就労支援機関等が、認定基準に該当する旨（①～⑩又は⑮～⑰については「優良」（１点）、⑪～⑭については「良」（２点））を定性的又は定量的に証することを可能とする。

認定事業主一覧【埼玉】

（令和８年８月27日　認定数20）

事業主名	所在地	業種	認定日	特例子会社
社会福祉法人　両宜会	深谷市	社会福祉・介護事業	R3.3.5	
有限会社　ノア	富士見市	クリーニング業	R3.7.30	
株式会社　長谷川製作所	草加市	その他製造業	R3.10.6	
秩父テック　株式会社	秩父市	その他製造業	R4.6.22	
株式会社　カインズ・ビジネスサービス	本庄市	その他のサービス業	R4.9.27	○
株式会社　多田紙工	さいたま市南区	印刷・同関連業	R4.12.5	
株式会社　彩玉舗道	久喜市	舗装工事業	R5.1.12	
株式会社　テスココンポ	行田市	流通加工業	R5.1.17	
リハプライム　株式会社	さいたま市大宮区	社会福祉・介護事業	R5.2.15	
株式会社　ユーコム	所沢市	各種物品賃貸業	R5.3.24	
株式会社　マルイキットセンター	戸田市	その他のサービス業	R5.11.1	○
株式会社　NAP	本庄市	電子部品・ﾃﾞﾊﾞｲｽ・電子回路製造業	R6.2.1	
東松山紙器工業　株式会社	東松山市	パルプ・紙・紙加工品製造業	R6.5.16	
株式会社　JR東日本グリーンパートナーズ	戸田市	運輸に付帯するサービス業	R7.1.10	○
株式会社　スマートFun	草加市	食料品製造業	R7.1.21	○
株式会社　ホウユウ	吉川市	技術サービス業	R7.2.12	
株式会社　ウイズリサイクル	さいたま市大宮区	廃棄物処理業	R7.9.8	○
株式会社　ビジネスオリコ	川越市	情報サービス業	R7.10.6	
社会福祉法人　厚生会	川口市	社会福祉・介護事業	R7.11.28	
スリーボンドパートナーズ　株式会社	入間市	運輸に付帯するサービス業	R8.8.27	○